

岡労発基 0326 第 5 号  
令和 8 年 3 月 26 日

関係団体各位

岡山労働局長  
(公印省略)

令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（要請）

平素から労働災害の防止など労働行政施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、平成 29 年から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、労働災害防止団体等と連携して取り組むとともに、令和 7 年 6 月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

令和 7 年の全国の職場における熱中症の発生状況（下記 1 を参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっており、死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約 4 割の大幅な増加となり、業種別には、製造業 337 人、建設業 278 人など全体の約 4 割がこの 2 業種で発生しています。死亡災害には、熱中症予防のための労働衛生教育の未実施や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有していることが明らかであった事例も見られます。

このため、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

また、令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（下記 2 を参照）により、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとし、特に、

- ① 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
- ② 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと。
- ③ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。

に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしています。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイト（下記 3 を参照）を引き続き運営する予定です。

つきましては、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえて、会員事業場等に対する周知と、取組の推進に係る特段の御配慮をお願いいたします。

記

1	令和7年職場における熱中症による死傷災害の発生状況 (令和7年12月速報値)	
	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001676130.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001676130.pdf</a>	
2	令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱 職場における熱中症防止のためのガイドライン	
	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001676129.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001676129.pdf</a>	
3	ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」（参考）	
	<a href="https://neccyusho.mhlw.go.jp/">https://neccyusho.mhlw.go.jp/</a>	